

令和2年度 第1回沼田市地域公共交通会議

日時 令和2年7月15日(水)
午後2時00分～
場所 沼田市役所防災会議室402
(テラスぬまた4階)

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 沼須線の「地域内フィーダー系統確保維持計画」について

(2) その他

4 その他

5 閉 会

沼田市地域公共交通会議委員名簿

番号	委員氏名	所属名称・役職等	備考
1	五十嵐靖男	沼田市副市長	
2	川方 一巳	沼田市総務部長	
3	坂田 誠二	沼田市都市建設部長	
4	井上 滋光	沼田市区長会副会長	
5	石井 貞子	沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長	
6	阿部 正治	関越交通(株)常務取締役	
7	高橋 良彰	(一社)群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会長	
8	柳澤 孝司	全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部委員長	
9	佐藤 俊也	(一社)群馬県バス協会会長	
10	清水 憲明	(一社)群馬県タクシー協会会長	
11	石川 雄司	関東運輸局群馬運輸支局長	
12	松井 紀	群馬県県土整備部交通政策課長	
13	金子 弘	沼田土木事務所長	
14	青山 正幸	沼田警察署長	

生活交通確保維持改善計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 令和2年7月 日
(自治体名称) 沼田市

生活交通確保維持改善計画の名称
沼田市フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>沼田市では公共交通の確保のため、現在10路線の路線バスについて、事業者に委託し、運行している。平成27年度に地域医療の中核を担う利根中央病院が公共交通空白地域に移転したことから、本計画の対象となっている沼須線を新設した。これにより、これまで12地域存在していた公共交通空白地域は11地域へと減少し、路線バスの利便性も向上した。</p> <p>沼須線は、利根中央病院をはじめとする複数の医療機関を経由する経路を運行しており、市委託路線バス10路線の中では利用者数、収支率ともに上位の路線である。移動手段を持たない交通弱者の通院など、移動機会の確保に欠くことのできない路線となっており、片品村へ通じる路線バス鎌田線、みなかみ町へ通じる路線バス猿ヶ京線及びJR上越線と接続している。</p> <p>以上のことから、沼須線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>当該地域内フィーダー系統の利用目標を次のとおり見込む。</p> <p>1. 輸送容量 沼須線は沼田駅～利根中央病院を1日あたり往復7.5便運行している。運行車両については、運転手を除く定員は13名である。以上のことから、移動機会を確保するため、下記の1日あたりの輸送容量を確保する。 $13人 \times 7.5便 \times 2 = 195人$</p> <p>2. 1日あたりの乗車人数 平成29年10月1日から平成30年9月30日までの乗車人数実績 8,401人 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの乗車人数実績 8,236人 同様の減少率を見込むと、 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの乗車人数予測 8,071人 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの運行日数 247日 $(8,071人 / 247日) \div 32(人/日)$ 乗車人数減少幅の維持を目指す。</p> <p>3. 収支率 運行事業者に運行経費の概算を依頼。 ・年間収益見込み 1,489,162円 ・概算運行経費 7,725,941円(車両購入費は除く) $(1,489,162円 / 7,725,941円) \times 100 = 19.2\%$ 委託路線の中でも利用実績が上位であることから運行を継続し、概算以上の収支割合を目指す。</p>

(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の多くが通院目的のため、交通弱者への交通手段を確保することにより、医療ニーズへの充足を図る。 ・沼須町から市街地への交通手段を確保することにより、日常生活の利便性の向上を図る。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
(1) 事業
<ul style="list-style-type: none"> ・主な利用目的地である病院や駅に時刻表等を配布し、利用促進を図る。 ・バスの乗り方教室を開催する。 ・通院支援事業主と情報交換を行い、利用者のニーズに合わせた経路、ダイヤ編成を検討する。
(2) 実施主体
・沼田市及び関越交通株式会社
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>1. 路線図 別添経路図のとおり</p> <p>2. 予定している時刻表 別添時刻表のとおり</p> <p>3. 予定している運行期間 令和2年10月1日から令和3年9月30日（土日祝日を除く） 令和3年10月1日から令和4年9月30日（土日祝日を除く） 令和4年10月1日から令和5年9月30日（土日祝日を除く）</p> <p>4. 運送予定事業者 関越交通株式会社</p> <p>5. 地域内フィーダー系統の補足資料 沼須線は沼田駅と沼田市保健福祉センター前を主な交通結節点として、地域間幹線系統である鎌田線をはじめ、他の路線との乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
沼田市から運行事業者へ補助を行っている。補助金額については、運行契約に基づき、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
関越交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
補助対象事業者が協議会ではないので記載せず。
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】	
該当なし	
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付	
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
令和2年7月 日 沼田市地域公共交通会議で事業内容、計画について協議、承認。	
18. 利用者等の意見の反映状況	
地域公共交通会議に利用者の代表として沼田市区長会副会長及び沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長を委員として委嘱しており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	群馬県県土整備部交通政策課長 沼田土木事務所長
関係市区町村	沼田市副市長 沼田市総務部長 沼田市都市建設部長

交通事業者・交通施設管理者等	関越交通株式会社代表取締役社長 一般社団法人群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会長 全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部委員長 一般社団法人群馬県バス協会長 一般社団法人群馬県タクシー協会長 沼田警察署長
地方運輸局	関東運輸局群馬運輸支局長
その他協議会が必要と認める者	沼田市区長会副会長（区長会選出代表区長） 沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）群馬県沼田市下之町 8 8 8 番地

（所 属）沼田市役所総務部企画政策課政策推進係

（氏 名）杉木貴和

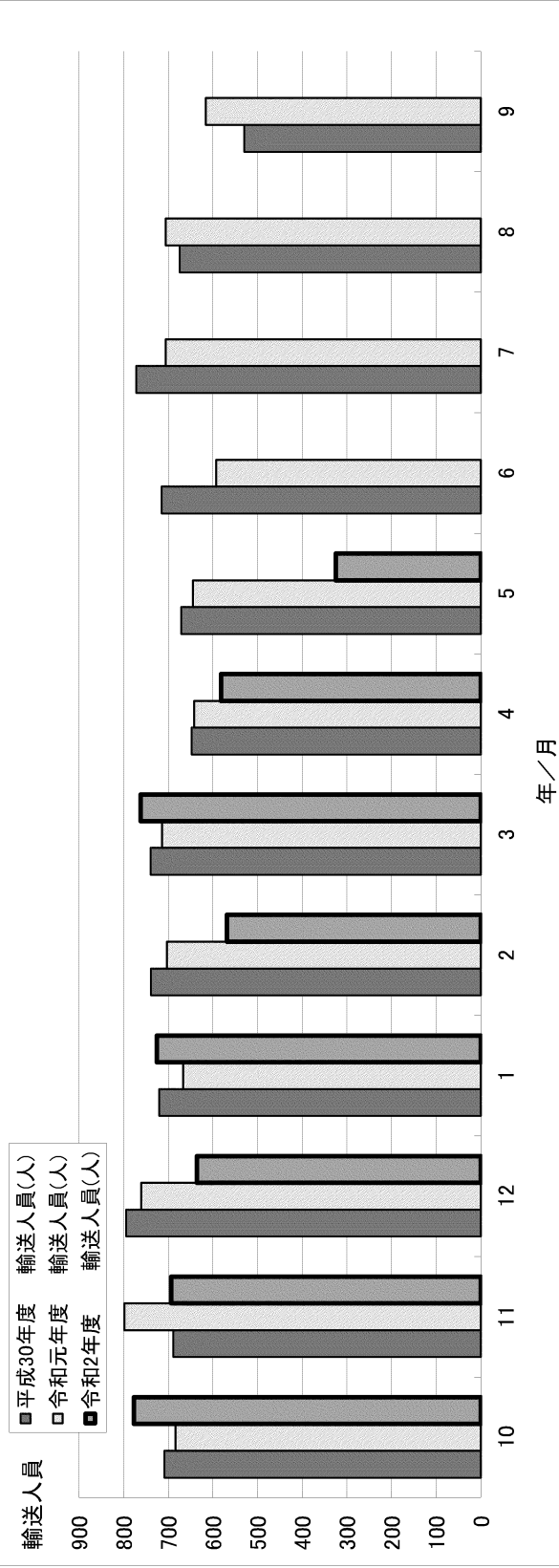
（電 話）0 2 7 8 - 2 3 - 2 1 1 1

（e-mail）sugiki-t@city.numata.lg.jp

路線名 沼須線

月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
平成30年度 輸送人員(人)	709	689	794	720	739	740	648	671	715	772	674	530	8,401
平成30年度1運行 あたり輸送人員(人)	3.39	3.45	4.17	3.60	4.09	3.89	4.32	4.26	4.53	4.90	3.90	3.92	4.53
令和元年度 輸送人員(人)	684	799	761	667	703	714	642	645	593	706	706	616	8,236
令和元年度1運行 あたり輸送人員(人)	4.14	5.07	5.07	4.23	4.93	4.76	4.07	4.09	3.95	4.27	4.48	4.32	4.45
令和2年度 輸送人員(人)	777	694	636	726	569	762	582	325					5,071
令和2年度1運行 あたり輸送人員(人)	4.93	4.62	3.85	4.60	4.21	4.83	3.69	2.40					4.17

沼須線



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表
(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和2年2月28日
関東運輸局

評価対象事業名: 地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助

協議会名	①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	協議会における事業評価結果		⑥事業の今後の改善点	評価結果	備考
					⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点			
沼田市地域公共交通協議会	開越交通株式会社	路線名: 沼須線 起点: 沼田駅 終点: 利根中央病院 運行回数: 247回 運行回数: 3, 705, 0回 車両減価償却費等国庫補助金を活用し、購入した車両で運行を継続。	沼田市役所が貸合施設「テラスめまじ」へ移転したことに伴い、他路線との接続状況、乗継時の負担軽減等を踏まえ、令和元年7月1日に「テラスめまじ」を経由する運行経路に変更を行った。地域内交通をより多くの人に知ってもらったため、バスの乗り方教室を開催した。	計画どおり事業は適切に実施された。	●運行費補助 1. 輸送容量 運行便数: 往復7.5便 乗車定員: 13人(運転手を除く) 13人×7.5便×2=195人 2. 1日あたりの乗車人数(人/日) ・期間中の乗車人数: 8, 236人 ・期間中の運行回数: 247回 (8, 236人/247日)=33. 3人 3. 収支割合 ・年間収益: 1, 688, 697円 ・年間運行経費: 7, 355, 284円 (1, 688, 697円/7, 355, 284円)×100=22. 9% 4. 臨時運行の周知 ・広く周知することができた 5. 経路変更の周知 ・広く周知することができた	●車両減価償却費等補助 運行の継続については目標どおり達成した。	病院による通院支援事業の充実が目標を下回った一つの要因と考えられることから、通院支援事業主と情報交換を行い、利用者のニーズに合わせた経路、ダイヤ編成を検討する。また、沼須線運行開始以降の傾向を見ると、乗車人数の前年維持が非常に困難であることから、減少の傾向を加味した上で、目標設定を行うようとする。	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されている。 貴市については、乗車人数が目標値を下回っているものの、要因に対する具体的な改善策が検討されていること評価できる。利用の主要目的施設側が運行する送迎バスとの役割分担について、今後とも検討を進めるとともに、取組結果について検証していただきたい。 他路線との重複部分の合理化など、バス路線のあり方の検討を含め、今後とも自然体として持続可能な公共交通の構築を期待する。	

沼須線経路図



沼須線（土曜・日曜・祝日は運休）

令和元年7月1日 改正

利根中央病院行き									
停留所名									
沼田駅	7:55	8:45	9:47	11:47	13:27	14:47	16:23	17:37	
清水町	7:55	8:45	9:47	11:47	13:27	14:47	16:23	17:37	
榛名町	7:56	8:46	9:48	11:48	13:28	14:48	16:24	17:38	
榛名幼稚園前	7:56	8:46	9:48	11:48	13:28	14:48	16:24	17:38	
テラスぬまた・市役所前	7:59	8:49	9:51	11:51	13:31	14:51	16:27	17:41	
中町	8:00	8:50	9:52	11:52	13:32	14:52	16:28	17:42	
上之町	8:01	8:51	9:53	11:53	13:33	14:53	16:29	17:43	
材木町	8:02	8:52	9:54	11:54	13:34	14:54	16:30	17:44	
沼田高校入口	8:03	8:53	9:55	11:55	13:35	14:55	16:31	17:45	
沼田税務署前	8:04	8:54	9:56	11:56	13:36	14:56	16:32	17:46	
十王公園入口	8:04	8:54	9:56	11:56	13:36	14:56	16:32	17:46	
沼田市保健福祉センター前	8:05	8:55	9:57	11:57	13:37	14:57	16:33	17:47	
国立病院	8:07	8:57	9:59	11:59	13:39	14:59	16:35	17:49	
西原新町	8:09	8:59	10:01	12:01	13:41	15:01	16:37	17:51	
細新道	8:10	9:00	10:02	12:02	13:42	15:02	16:38	17:52	
上沼須	8:11	9:01	10:03	12:03	13:43	15:03	16:39	17:53	
でんしや道	8:12	9:02	10:04	12:04	13:44	15:04	16:40	17:54	
砥石神社	8:13	9:03	10:05	12:05	13:45	15:05	16:41	17:55	
沼須	8:14	9:04	10:06	12:06	13:46	15:06	16:42	17:56	
利根中央病院	8:18	9:08	10:10	12:10	13:50	15:10	16:46	18:00	

沼田駅行き							
停留所名							
利根中央病院	9:11	11:11	12:21	13:51	15:21	16:51	18:11
沼須	9:13	11:13	12:23	13:53	15:23	16:53	18:13
砥石神社	9:14	11:14	12:24	13:54	15:24	16:54	18:14
でんしや道	9:15	11:15	12:25	13:55	15:25	16:55	18:15
上沼須	9:16	11:16	12:26	13:56	15:26	16:56	18:16
細新道	9:17	11:17	12:27	13:57	15:27	16:57	18:17
西原新町	9:18	11:18	12:28	13:58	15:28	16:58	18:18
国立病院	9:20	11:20	12:30	14:00	15:30	17:00	18:20
沼田市保健福祉センター前	9:22	11:22	12:32	14:02	15:32	17:02	18:22
十王公園入口	9:23	11:23	12:33	14:03	15:33	17:03	18:23
沼田税務署前	9:23	11:23	12:33	14:03	15:33	17:03	18:23
沼田高校入口	9:24	11:24	12:34	14:04	15:34	17:04	18:24
材木町	9:24	11:24	12:34	14:04	15:34	17:04	18:24
上之町	9:25	11:25	12:35	14:05	15:35	17:05	18:25
中町	9:26	11:26	12:36	14:06	15:36	17:06	18:26
テラスぬまた・市役所前	9:27	11:27	12:37	14:07	15:37	17:07	18:27
榛名幼稚園前	9:30	11:30	12:40	14:10	15:40	17:10	18:30
榛名町	9:30	11:30	12:40	14:10	15:40	17:10	18:30
清水町	9:31	11:31	12:41	14:11	15:41	17:11	18:31
沼田駅	9:34	11:34	12:44	14:14	15:44	17:14	18:34

※小型車両(14人乗り)で運行します。

沼田市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、沼田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市が実施する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、協議を省略することができる。この場合において、市長は、その内容を書面により速やかに交通会議へ報告するものとする。

- (1) 運行時刻の変更
- (2) 運行回数を増加する変更
- (3) バス停留所の新設
- (4) バス停留所の位置及び名称の変更
- (5) 災害等による緊急的又は臨時的な路線の変更

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市長が指名する職員
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (5) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 一般社団法人 群馬県バス協会
- (8) 一般社団法人群馬県タクシー協会
- (9) 関東運輸局群馬運輸支局長又はその指名する職員

(10) 群馬県県土整備部交通政策課長又はその指名する職員

(11) 前号に掲げる者のほか、道路管理者、群馬県警察、学識経験者、その他市長が交通会議の運営上必要と認める者

2 委員は、交通会議の会議（以下「会議」という。）に代理人を出席させることができる。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（交通会議の運営等）

第4条 交通会議に会長を置き、副市長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

4 会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

7 会議は原則公開とする。

（協議結果の取扱い）

第5条 委員及びその関係者は、会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第6条 交通会議は、その運営に当たって必要な事項を審議するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者をもって組織する。

3 幹事会は、必要に応じて関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 交通会議の庶務、地域公共交通に関する相談、苦情及びその他の対応は、総務部企画政策課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。